

27高高学第2003号

平成28年3月15日

各県立学校長 様

高等学校課長

特別支援教育課長

非常勤講師（専任時間講師）に対する報酬の支給事務の運用について  
このことについては、平成14年5月2日付け事務連絡に基づき取り扱っていた  
ところですが、このたび、非常勤講師（専任時間講師）に対する運用  
について、下記のとおり改正することとしましたので、適切に処理してください。

記

1 主な改正内容

- (1) 校長が必要と認めた場合、4週間を超えない期間につき1週当たりの勤務時間数が辞令に記載された時間数となる範囲内で、学校行事等への参加を求めることができ、その実績時間数に対する報酬を支給する。
- (2) 長期休業中の補習のため、校長が必要と認めた場合、4週間を超えない期間につき1週当たりの勤務時間数が辞令に記載された時間数となる範囲内で、勤務を求めることができ、その実績時間数に対する報酬を支給する。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行期日

平成28年4月1日

【担当・連絡先】

高等学校課・特別支援教育課

人事担当

TEL 088-821-4852

新 旧 対 照 表

非常勤講師（専任時間講師）に対する報酬の支給事務の運用について（平成14年5月2日 教職員課長事務連絡）

新	旧
<p>1 「その月に勤務した時間数」の積算については、学校要覧に記載している授業時間を根拠とする。（臨時時間割等による短縮授業等は考慮しない。）</p> <p>2 学校行事等で非常勤講師の授業がなくなる場合、必要と認められると校長が判断すれば、<u>4週間を超えない期間につき1週当たりの勤務時間数が辞令に記載された時間数となる範囲内</u>で、学校行事等への参加を求めることができ、その実績時間数に対する報酬を支給する。</p> <p>3 定期考査、成績処理、成績会議などのため、必要と認められると校長が判断すれば、<u>4週間を超えない期間につき、1週当たりの勤務時間数が辞令に記載された時間数となる範囲内</u>で、勤務を求めることができ、その実績時間数に対する報酬を支給する。</p> <p>4 <u>長期休業中の補習のため、必要と認められると校長が判断すれば、4週間を超えない期間につき、1週当たりの勤務時間数が辞令に記載された時間数となる範囲内</u>で、勤務を求めることができ、その実績時間数に対する報酬を支給する。</p> <p>5 <u>2から4の場合において、校長は事前に時間割を明示するものとする。</u></p>	<p>1 「その月に勤務した時間数」の積算については、学校要覧に記載している授業時間を根拠とする。（臨時時間割等による短縮授業等は考慮しない。）</p> <p>2 学校行事等で非常勤講師の授業がなくなる場合、必要と認められると校長が判断すれば、その日に予定されていた授業時間数を上限として、学校行事への参加を求めることができ、その実績時間数に対する報酬を支給する。</p> <p>3 定期考査、成績処理、成績会議などのため、必要と認められると校長が判断すれば、その日に予定されていた授業時間数を上限として、勤務を求めることができ、その実績時間数に対する報酬を支給する。</p>

改正後の考え方の例

【 例 1 】

専任時間講師A（週時間数 11 時間での任用）

曜日	月	火	水	木	金	土
授業時間	2	0	3	3	3	体育祭

体育祭準備のため授業がなかった。

土曜日の体育祭の運営等に専任時間講師Aの参加が必要と校長が判断すれば、週の時間数（11 時間）内として、木・金曜日の合計 6 時間分の範囲内で土曜日（体育祭）勤務を求めることができ、その勤務した時間数分の報酬を支給することができる。

【 例 2 】

専任時間講師B（週時間数 8 時間での任用）

（夏期休業中）

曜日	月	火	水	木	金	土
補習時間	2	2	2	2		

進学補習（4 時間）と基礎補習（4 時間）を担当

夏期休業中の補習（進学、基礎）を週に 8 時間担当する必要があると校長が判断し、事前に補習の日程等を専任時間講師Bに確認したところ、了解を得た。辞令に記載された週時間数以内であるため、その勤務した時間数分の報酬を支給することができる。

○非常勤講師（専任時間講師）に対する報酬の支給事務の運用について

（平成14年5月2日 教職員課長事務連絡）

改正 平成28年3月15日 27高学第2003号高等学校課長・特別支援教育課長通知

平成14年3月26日付け13高教職第915号で、非常勤講師（専任時間講師）に対する報酬の支給事務については通知していますが、その運用について、下記のとおりとしますので、適切に処理してください。

#### 記

- 1 「その月に勤務した時間数」の積算については、学校要覧に記載している授業時間を根拠とする。（臨時時間割等による短縮授業等は考慮しない。）
- 2 学校行事等で非常勤講師の授業がなくなる場合、必要と認められると校長が判断すれば、4週間を超えない期間につき1週当たりの勤務時間数が辞令に記載された時間数となる範囲内で、学校行事等への参加を求めることができ、その実績時間数に対する報酬を支給する。
- 3 定期考査、成績処理、成績会議などのため、必要と認められると校長が判断すれば、4週間を超えない期間につき、1週当たりの勤務時間数が辞令に記載された時間数となる範囲内で、勤務を求めることができ、その実績時間数に対する報酬を支給する。
- 4 長期休業中の補習のため、必要と認められると校長が判断すれば、4週間を超えない期間につき、1週当たりの勤務時間数が辞令に記載された時間数となる範囲内で、勤務を求めることができ、その実績時間数に対する報酬を支給する。
- 5 2から4の場合において、校長は事前に時間割を明示するものとする。